

『合理的配慮の提供』との関連性を踏まえ、

特別支援学校版「つなぎ愛シート（個別の教育支援計画）」の
県内統一様式を作成しました。



【様式作成にあたって…】

→県内各校様式から共通要素を最大限抽出し、
最低限必要となる情報を取り入れました。

新様式のコンセプト

教育機関が中心となって
保護者とともに作成する
「支援の履歴」

【新たな視点】

- ◆ 保護者の参画を得る仕組み
- ◆ 関係諸機関からの情報提供依頼への対応
(学校間の対応ルールに統一感を)
- ◆ 市町村教育委員会が就学指導段階で活用
できることを想定
- ◆ 就学先決定や就学先変更と合理的配慮の
提供への対応を考慮

大切に、確実につなぐ！ ～5つのポイント～

- ① 子どもと保護者をつなぐ
- ② 子どもにかかわる「人」と「人」をつなぐ
- ③ 子ども・保護者と学校（教員）をつなぐ
- ④ 子どもの成長と（効果的な）支援の手立てを
つなぐ
- ⑤ 学校と学校・支援機関をつなぐ

検討に至った経緯

障害者権利条約への我が国の批准に伴い、障害者施策にかかわる様々な法律改正が行われています。特に、障害者差別解消法は、平成28年4月の施行をひかえています。

この法律では、障害者（児）への差別を解消するための措置として、「差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の不提供の禁止」を掲げ、もちろん、教育分野においても合理的配慮の提供が法的義務として求められることになりました。

中央教育審議会初等中等教育分科会報告（平成24年7月）では、教育分野における合理的配慮（3観点11項目）とその基礎となる環境整備（8観点）との関連性をはじめ、合理的配慮の提供内容を個別の教育支援計画へ反映させること等がうたわれています。

県教育委員会では、すべての学校で個別の教育支援計画をより一層効果的・効率的に活用できるよう、特別支援学校教員からなる検討委員会を組織し、この度、合理的配慮の提供と先の諸計画との関係性に着目した『個別の教育支援計画（通称：つなぎ愛シート）』の様式を新たに作成しました。

特別支援学校版つなぎ愛シート検討委員会
和歌山県特別支援学校長会
和歌山県教育委員会県立学校教育課特別支援教育室
平成27年12月



「合理的配慮」について

※参考 中央教育審議会初等中等教育分科会

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」平成24年7月より

①

中央教育審議会初等中等教育分科会報告における合理的配慮

【合理的配慮】

障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、

- 学校の設置者及び学校が**必要かつ適切な変更・調整を行うこと**であり、
- 障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に**個別に必要なもの**であり、
- 学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、**均衡を失した又は、過度の負担を課さないもの**と定義されている。

なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに、留意する必要がある。



②

学校における合理的配慮の3観点と11項目

【合理的配慮】の観点① 教育内容・方法

①-1 教育内容

- ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- ①-1-2 学習内容の変更・調整

①-2 教育方法

- ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- ①-2-2 学習機会や体験の確保
- ①-2-3 心理面・健康面の配慮

【合理的配慮】の観点② 支援体制

- ②-1 専門性のある指導体制の整備
- ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- ②-3 災害時等の支援体制の整備

【合理的配慮】の観点③ 施設・設備

- ③-1 校内環境のバリアフリー化
- ③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

特別支援学校版つなぎ愛シート検討委員会での確認内容

特別支援学校では、合理的配慮の観点①「教育内容・方法」について、個別の指導計画へ反映されているものと解しました。

特別支援学校では、合理的配慮の観点②③について、不特定多数の児童生徒を対象とする「基礎的環境整備」と重複することが想定されます。しかし、個別性を踏まえた視点から検討することの大切さも確認しました。

合理的配慮の内容例は、中教審報告（上記参考）、教育支援資料（文部科学省）、国立特別支援教育総合研究所インクルーシブ教育システム構築支援データベース（通称：インクルDB）等から情報を得ることができます。
しかし、掲載内容はあくまでも例示であることに留意する必要があります。

本人	フリガナ		性別	生年月日		
	氏名			年 月 日生		
	住所	<p>初年度は保護者に記入を依頼する等の対応をお願いします。 翌年度以降は、学校にてパソコン入力を行うなど、効率化を図る工夫をお願いします。 なお、年度内に加筆修正の必要が生じた場合は、二重線を引いて必要事項をペン書きしてください。</p> <p>幼稚園対応に向けた項は別内容を設けます。</p>	保護者氏名			
			急連絡先			
	診断名		育手帳		(平成 年 月交付)	
		障害者手帳	種 級	(平成 年 月交付)		
			障害者福祉手帳	級	(平成 年 月交付)	
居住地内 学校名	小学校名	【	中学校名	【	】	

1 学校生活への期待や成長への願い（こんな学校生活がしたい、こんな子供（大人）に育ててほしい、など）

本人から	<p>「現在」「将来」にとらわれず、保護者の方に自由に記入してもらいます。なお、「本人から」の記載が難しい場合は、保護者による子ども視点での記入または無記入となることも想定されます。</p> <p>必ずしも三者が同じ内容になる必要はありません。「教員から」の欄は、担任間で話し合いをしたのちに記入し、懇談の機会等を最大限活用し、保護者と共有します。</p>
保護者から	
教員から	

2 現在のお子さんの様子（得意なこと・頑張っていること、不安なことなど）

保護者に自由に記入してもらいます。なお、箇条書きになることも想定されます。

3 支援機関による支援

在籍校	学校名	在籍校欄は、学校が記入します。	
	学部・学年等	幼 ・ 小 ・ 中 ・ 高	年 担任名：
相談支援事業者	事業者名	計画作成担当者：	
医療・福祉教育・労働その他（ ）	支援機関： 担当者： 連絡先：	<p>子どもが利用している医療、福祉等の支援機関に関する基本情報を記入します。この欄は、保護者に記入を依頼する等、協力を求めます。</p> <p>なお、子どもにとって最も身近な関係機関から順に記入していくことを想定しています。書ききれない場合等は、この欄を必要に応じて複写し追記します。</p>	
医療・福祉教育・労働その他（ ）	支援機関： 担当者：		
医療・福祉教育・労働その他（ ）	支援機関： 担当者：		
医療・福祉教育・労働その他（ ）	支援機関： 担当者： 連絡先：		
（ ）	支援期間：（ ）～（ ）		

4 支援の目標	
<p>「支援の目標」を考える際には、保護者や本人の願いをはじめ、子どもの生活面や学習面、身体面、また客観的な指標から読み取れた子どもの力などを丁寧に把握し、その子どもにとっての重点課題を考え、保護者と共通理解を図ります。</p> <p>この「重点課題」の克服・改善に向けた支援の目標を検討し、その内容について保護者との合意形成を図ります。</p>	
学校の指導・支援	家庭の支援（ご家族からの支援）
<p>個別の指導計画に記載される内容と重複することも想定されますが、「いつ」「どこで」「誰が」を念頭におきながら、具体的内容を考えます。</p> <p>この欄は、学校が記入します。</p>	<p>懇談の機会等を最大限活用し、共有された「支援の目標」に向かって、家族としてできる支援を保護者とともに相談し、聴き取ります。</p> <p>この欄は、保護者からの聴き取り内容を学校が記入します。</p>

5 合理的配慮の提供
<p>【合理的配慮の観点①「教育内容・方法」については、「個別の指導計画」にその内容等を記載し教育活動にあたります。】</p> <p>【合理的配慮の観点②「支援体制」、観点③「施設・設備」に関する記載事項（個別性を踏まえて記入します）】</p>
<p>特別支援学校における基礎的環境整備の内容と重複することも想定されますが、この欄には、個別性を踏まえ、合理的配慮の観点②③にかかわる内容を必要に応じて記入します。</p> <p>なお、「交流及び共同学習」の実施や「災害時等の支援体制」の整備等にあって必要と考えられる合理的配慮の内容については、個別性を踏まえて積極的に考え、記入するよう努めます。</p>

6 支援会議等/ 心理・発達検査の記録（必要に応じて別様にて作成を行います。）
--

7 成長の様子（「4. 支援の目標」を踏まえた記述を行います。）
<p>「4. 支援の目標」に基づく視点で、学校や家庭での成長の様子について、懇談の機会等を最大限活用し、保護者とともに共有します。</p> <p>この欄は、年度末時期に、学校が記入します。</p>

8 来年度への引継ぎ（第○学年へ向けて）
<p>「7. 成長の様子」を踏まえ、次年度に向けた課題や必要と考えられる支援の内容について、懇談の機会等を最大限活用し、保護者とともに共有します。</p> <p>なお、子どもにとって新たな学年への進級は、環境の変化が伴うこととなります。新たな環境での不安の軽減等、学校生活を送る上で必要と考えられる支援内容（配慮事項）の記載を心がけ、次年度へ適切に引き継ぎます。</p> <p>この欄は、年度末時期に、学校が記入します。</p>
<p>計画段階では、確認した日付と保護者確認欄へチェックのみを入れてもらいます。</p>

年度末までには、上記「7」「8」を記載し、保護者に最終確認欄への署名をお願いします。

上記1～5までの内容について確認しました。

平成 年 月 日

【年度末】記載されているすべての内容について了解し確認しました。

平成 年 月 日

保護者確認欄

保護者氏名

在籍校等	フリガナ		性 別	
	氏 名		男 ・ 女	
	学 校 名			
	学部・学年等	幼 ・ 小 ・ 中 ・ 高 年		

No. 【 】 <input type="checkbox"/> 支援会議等 (関係機関への研修等を含む) <input type="checkbox"/> 心理・発達検査				
日時等	日 時	年 月 日【 】 (: ~ :)		会 場
	出席者			
協議内容 ／ 検査記録	<p style="border: 1px dashed orange; padding: 5px;">この欄には、保護者の理解・協力を得て実施した関係機関との支援会議や医療・訓練機関での研修、また校外で行われた心理・発達検査等の内容・結果について、その要点を記入します。</p> <p>なお、心理・発達検査等の記録を行う場合は、数値結果のみの記載にとどまらず、読み取った結果をどのように教育活動へ反映させるかの観点から、その要点を記入します。</p>			
引継事項				

No. 【 】 <input type="checkbox"/> 支援会議等 (関係機関への研修等を含む) <input type="checkbox"/> 心理・発達検査				
日時等	日 時	年 月 日【 】 (: ~ :)		会 場
	出席者			
協議内容 ／ 検査記録				
引継事項				

No. 【 】 <input type="checkbox"/> 支援会議等 (関係機関への研修等を含む) <input type="checkbox"/> 心理・発達検査				
日時等	日 時	年 月 日【 】 (: ~ :)		会 場
	出席者			
協議内容 ／ 検査記録				
引継事項				



合理的配慮の決定に当たって

一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて決定される

設置者・学校・Aさん及び保護者による合意形成

- 1 Aさん及び保護者からの要望
- 2 **Aさんの実態把握**
 - ・興味・関心
 - ・学習上・生活上の困難
 - ・健康状態等
- 3 **均衡を逸した又は過度の負担かどうかの判断など**
 設置者や学校の財政状況、安全確保の必要性、学校運営への影響、教職員の対応の可否、設置者の体制整備の状況、保護者や専門家の意見等
- 4 **個別の教育支援計画に明記するとともに、個別の指導計画にも活用**
- 5 合理的配慮の定期的な評価・見直し
 Aさんが、十分な教育が受けられているかの視点から

障害の特性への理解と丁寧な実態把握が必要となります。

一律の基準が示されていないため、総合的判断が必要となります。

特別支援学校版つなぎ愛シートへ反映しました。

※スライド①～③ 平成26年度和歌山県特別支援教育啓発セミナー
 (文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 特別支援教育調査官 分藤賢之氏資料より引用)

障害者基本法 (H23.8改正) では、第16条 (教育) に次のような点が示されています。

第16条 国及び地方公共団体は、障害者が、**その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため**、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し**十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重**しなければならない。

Q 1. いつから作成・活用を？

障害者差別解消法が施行される平成28年4月からの作成・活用を想定しています。

Q 2. 作成対象は？

特別支援学校に在籍しているすべての幼児児童生徒を対象とします。

Q 3. 作成時期は？

各学校において、教育計画や個別の指導計画の作成時期等、これまでの取組を踏まえ、タイムスケジュールの検討・再確認をお願いします。

Q 4. 作成間隔は？

毎年度の作成を想定しています。前年度記入分の転載等、効率性には留意します。

Q 5. 卒業後の文書保管は？

学校が作成する文書ですので、原本は学校保管とし、本人・保護者へは写しの提供を想定しています。保管年限は、指導要録等を参考に、今後、適切な期間を検討します。

Q 6. 様式は改訂されるの？

概ね3年間は本様式で活用します。その後、次期学習指導要領の改訂時期や各校の取組状況を把握しながらふり返しを行い、様式改訂の必要性を検討する予定です。